

## 船舶事故調査報告書

令和5年9月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年5月23日 09時30分ごろ
発生場所	山口県萩市見島北西方沖 見島北灯台から真方位300° 46.5海里（M）付近 （概位 北緯35° 11.0′ 東経130° 18.7′）
事故の概要	漁船栄進丸は、沖合底引き網漁の操業中、乗組員が揚網用ウインチのドラムに右腕を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年6月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 栄進丸、86トン 129195、竹中漁業有限会社（A社） 28.00m（Lr）×5.80m×2.43m、鋼 ディーゼル機関、661kW、昭和63年5月
乗組員等に関する情報	船長 70歳 五級海技士（航海）（旧就業範囲） 免許年月日 昭和47年3月31日 免状交付年月日 令和2年6月11日 免状有効期間満了日 令和7年8月4日 漁労作業員A（インドネシア共和国籍） 23歳
死傷者等	重傷 1人（漁労作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び漁労作業員Aほか9人（日本国籍7人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、かけ回し式の沖合底引き網漁の目的で、令和4年5月21日09時30分ごろ兵庫県香美町香住漁港を出航し、山陰沖の日本海で操業を行い、23日06時ごろ、見島北西方沖の漁場に至り、操業を再開した。（写真1参照）



写真1 本船

本船の投網は、浮網（合成繊維製、直径約40mm、長さ約14m）及び引網が連結された浮標を左舷船尾から投下し、反時計回りに微速前進しながら、引網、漁網、引網の順にひし形状に投入して最初の位置に戻り、浮網を取り込んで浮標を回収するものであった。（図1参照）

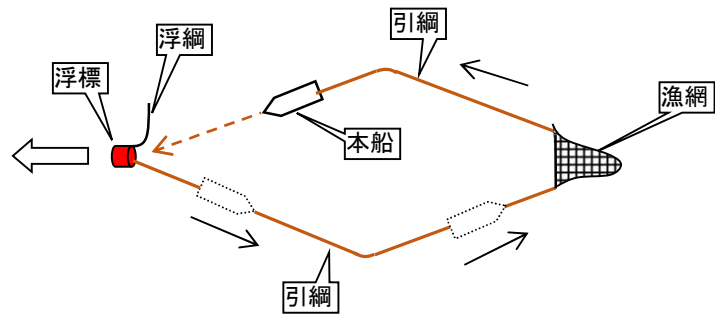


図1 投網状況概略図

本船は、23日2回目の投網の終盤に差し掛かり、船長が操舵室で操船しながら操業指揮をとり、乗組員6人が前部甲板で漁獲物の整理作業を行い、乗組員1人が左舷船尾で引網を繰り出し、漁労作業員Aが揚網用ウインチで浮網の巻取り作業に従事し、乗組員2人が、浮標を回収し、浮標から浮網及び引網を外して右舷ウインチに連結する目的で右舷船尾に待機していた。

漁労作業員Aは、本船が浮標の位置に戻って停船したので、右舷船尾から鈎棒かぎを使って浮網の一端を取り込み、後部甲板中央部の揚網用ウインチの場所に移動し、浮網の一端を揚網用ウインチのドラムに一巻きし、ウインチの操作レバーを上方に押し、ドラムを船首方に回転させ、浮網を巻き取り始めた。

漁労作業員Aは、浮網の巻取り中、浮網がドラムの回転部で絡まったので、操作レバーを下方に引いてウインチのドラムを逆回転させ、浮網を両手で持って引っ張りながら絡まりを解ほどこうとしていたところ、09時30分ごろ浮網が緊張し、浮網と浮網の間に右手を挟まれて外すことができず、右手を挟まれたまま回転するドラムに右腕を巻

き込まれ、ドラムと共に体が回転して大声を上げた。

(図2、3、4、5 参照)

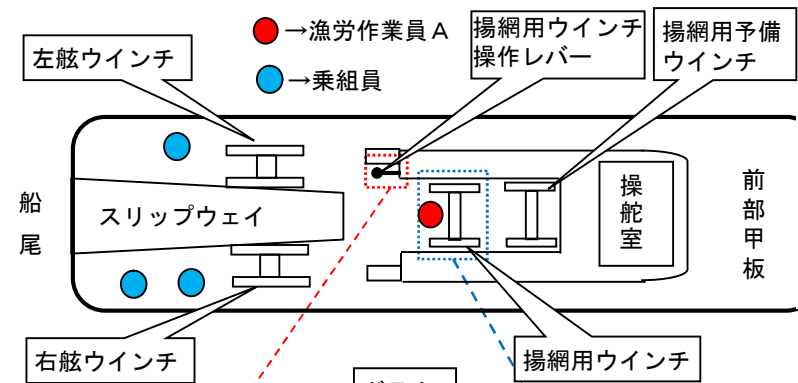


図2 操作レバーの操作状況

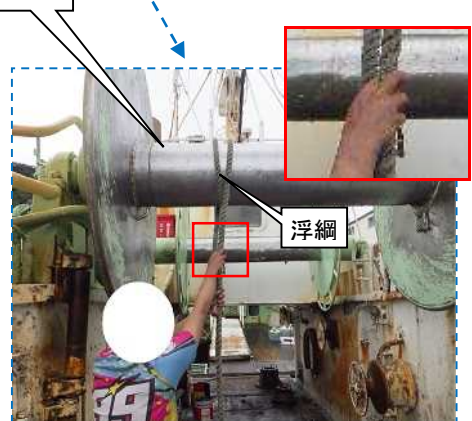


図3 絡まった浮網を引っ張る状況

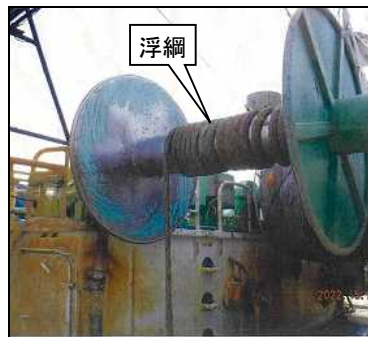


図4 正常に巻き取られた浮網の状況

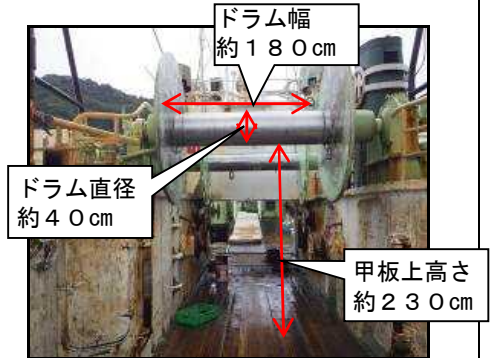


図5 揚網用ウインチの設置状況

右舷船尾にいた乗組員の1人は、漁労作業員Aが揚網用ウインチのドラムに巻き込まれたことに気づき、急いで操作レバーのところに移動し、同レバーを中立位置にして同ウインチを停止した後、浮網を包丁で切断して漁労作業員Aを救出した。

船長は、操船していたところ、後部甲板から大声が聞こえたので、後部甲板に向かい、本事故の発生を知った。

船長は、直ちに島根県浜田市浜田港に向け帰航を開始し、本事故の発生を漁業無線で船舶所有者に連絡し、携帯電話で海上保安庁に通報した。

	<p>漁労作業員Aは、浜田港に向かう途中の洋上で海上保安庁のヘリコプターに收容されて、山口県下関市の医療センターに搬送された後、右<sup>とうこつ</sup>橈骨骨幹部開放骨折及び右<sup>しやこつ</sup>尺骨骨幹部骨折と診断され、約3週間の入院加療を行った。</p> <p>本船は、漁労作業員Aがヘリコプターに收容された後、漁場に戻って操業を行い、翌日香住漁港に帰航した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>漁労作業員Aは、平成27年7月から令和元年6月までインドネシア共和国の水産高校で漁船での実習を含めて修学し、卒業後企業の漁船に乗船後、令和元年7月に来日し、約2か月間、監理団体の漁業協同組合で生活習慣及び漁業などに係わる日本語等を学習しており、ふだんの会話に支障がない程度に日本語を理解していた。</p> <p>漁労作業員Aは、A社と令和元年7月から令和4年7月まで技能実習のための雇用契約を結び、本船に約2年9か月乗船しており、主に浮標の浮網の巻取り及び漁獲物の整理作業に従事していた。</p> <p>船長は、漁労作業員Aが揚網用ウインチの操作を含め与えられた作業内容を十分に理解しており、作業を任せられる技量を有していると判断していた。</p> <p>船長は、ふだん、乗組員に対し、ローラなど回転している機器にロープの絡まりなどの異状が発生したときは、ローラの回転を停止して作業を行うよう指導していた。</p> <p>漁労作業員Aは、ヘルメット、カッパの上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>漁労作業員Aは、揚網用ウインチのドラムの回転を停止して浮網の絡まりを解けばよかったが、巻取り作業後に行う漁獲物の整理作業のことが気になり、巻取り作業を早く終えようとして同ウインチのドラムを逆回転させたまま作業を行ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>漁労作業員Aが右腕を巻き込まれた状況については、同人がその状況をよく覚えておらず、不明であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>漁労作業員Aは、見島北西方沖において、揚網用ウインチで浮網の巻取り作業中、浮網がドラムの回転部で絡まった際、ドラムを逆回転させた状態で浮網を両手で持って引っ張りながら絡まりを解こうとしたことから、浮網が緊張した時に浮網と浮網の間に右手を挟まれて外すことができず、右手を挟まれたまま回転するドラムに右腕を巻き込まれて負傷したものと推定される。</p> <p>漁労作業員Aは、浮網の巻取り作業後に行う漁獲物の整理作業のこ</p>

	とが気になり、巻取り作業を早く終えようとしたことから、揚網用ウインチのドラムを逆回転させた状態で浮網の絡まりを解こうとしたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、見島北西方沖において、本船が沖合底引き網漁の操業中、漁労作業員 A が、揚網用ウインチで浮網の巻取り作業中、浮網がドラムの回転部で絡まった際、ドラムを逆回転させた状態で浮網を両手で持って引っ張りながら絡まりを解こうとしたため、浮網が緊張した時に浮網と浮網の間に右手を挟まれて外すことができず、右手を挟まれたまま回転するドラムに右腕を巻き込まれたことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁船の乗組員は、ウインチでロープの巻取り作業を行う際、ロープの絡まりを解く場合は、必ずドラムの回転を停止して作業を行うこと。</li> <li>・ 漁船の乗組員は、作業中に次の作業のことに気を取られることなく、一つの作業に専念すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

